

令和6年白老町議会定例会5月会議会議録（第1号）

令和6年5月24日（金曜日）

開 議 午前10時02分

散 会 午前10時26分

○議事日程 第1号

第 1 議席の変更

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議会運営委員長報告

第 4 行政報告について

第 5 議会運営委員の辞任について

第 6 議会運営委員の辞任について

第 7 議案第 1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第2号）

第 8 報告第 1号 専決処分の報告について

（令和5年度白老町一般会計補正予算（第13号））

○会議に付した事件

議案第 1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第2号）

報告第 1号 専決処分の報告について

（令和5年度白老町一般会計補正予算（第13号））

○出席議員（14名）

1番 水 口 光 盛 君

2番 田 上 治 彦 君

3番 氏 家 裕 治 君

4番 長谷川 かおり 君

5番 飛 島 宣 親 君

6番 前 田 弘 幹 君

7番 森 山 秀 晃 君

8番 佐 藤 雄 大 君

9番 前 田 博 之 君

10番 貳 又 聖 規 君

11番 森 哲 也 君

12番 西 田 祐 子 君

13番 広 地 紀 彰 君

議 長 小 西 秀 延 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

7番 森 山 秀 晃 君

8番 佐 藤 雄 大 君

9番 前 田 博 之 君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大 塩 英 男 君
副 町	長	大 黒 克 巳 君
教 育	長	安 藤 尚 志 君
総 務 課	長	鈴 木 徳 子 君
企 画 財 政 課	長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課	長	太 田 誠 君
税 務 課	長	高 尾 利 弘 君
町 民 課	長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課	長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課	長	齋 藤 大 輔 君
高 齢 者 介 護 課	長	森 誠 一 君
生 活 環 境 課	長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課	長	三 上 裕 志 君
建 設 課	長	瀬 賀 重 史 君
上 下 水 道 課	長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課	長	富 川 英 孝 君
生 涯 学 習 課	長	伊 藤 信 幸 君
消 防	長	本 間 佳 令 君
病 院 事 務	長	本 間 力 君
病 院 参 事		温 井 雅 樹 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） 本日 5 月 24 日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会 5 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 02 分）

◎議席の変更

○議長（小西秀延君） 日程第 1、議席の変更を行います。

貳又聖規議員及び西田祐子議員の所属会派の退会に伴い、会議規則第 3 条第 3 項に基づき、議長において、9 番、貳又聖規議員の議席を 10 番に、10 番、前田博之議員の議席を 9 番に、5 番、西田祐子議員の議席を 12 番に、12 番、飛島宣親議員の議席を 5 番に、それぞれ変更します。

ここで、議席の移動のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 03 分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、議長において、7 番、森山秀晃議員、8 番、佐藤雄大議員、9 番、前田博之議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第 3、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議運営の協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和 6 年白老町議会定例会は、6 月 30 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により 5 月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和 6 年定例会 5 月会議の運営の件であります。

定例会 5 月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般会計

の補正予算 1 件、専決処分の報告 1 件の議案 2 件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから 5 月会議の再開は、本日 1 日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（小西秀延君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和 6 年白老町議会定例会 5 月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

町制施行和牛導入 70 周年記念事業「復活！2024 白老牛肉まつり」の開催についてであります。
5 年ぶりの開催となる白老牛肉まつりは、利便性の向上とウポポイとの相乗効果を図るため、会場を白老駅北側のポロトミンタラに移し、白老牛だけではなく松阪牛や福島牛をはじめ、能登半島地震の復興支援として能登牛の販売などを企画しております。

また、本年は町制施行 70 周年の年であるとともに、繁殖和牛を島根県から導入して 70 年目の節目にあたることから、町制施行和牛導入 70 周年の冠事業として開催することといたしました。

一人でも多くの方に楽しんでいただけるよう主催者である白老牛銘柄推進協議会の青年部会が中心となり、6 月 1 日、2 日の開催に向け、関係機関と連携しながら準備を進めてまいります。

なお、本 5 月会議には、議案 1 件、報告 1 件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（小西秀延君） これで、行政報告は終わりました。

◎議会運営委員の辞任について

○議長（小西秀延君） 日程第 5、貳又聖規議員の議会運営委員の辞任の件を議題に供します。

地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで貳又聖規議員の退場を求めます。

〔10 番、貳又聖規君退場〕

○議長（小西秀延君） 4 月 30 日、貳又聖規議員から、諸般の都合により議会運営委員を辞任し

たいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、貳又聖規議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

◎議会運営委員の辞任について

○議長（小西秀延君） 日程第6、西田祐子議員の議会運営委員の辞任の件を議題に供します。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで西田祐子議員の退場を求めます。

〔12番、西田祐子君退場〕

○議長（小西秀延君） 5月9日、西田祐子議員から、諸般の都合により議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、西田祐子議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

◎議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは議1－1をお開きください。議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ914万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億6,999万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月24日提出。白老町長。

続きまして、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので、6、7ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)情報化推進経費22万円の増額補正です。委託料は人事給与システムについて、物価高騰対策として実施される定額減税に対応するためのシステム改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

同じく2款総務費、3目職員厚生管理費、(1)職員福利厚生経費69万8,000円の増額補正です。報償費は、現在、職員のメンタルケアにつきましては、町の保健師により対応しておりますが、対象者の増加により本来の業務に支障が生じていることに加え、より専門的なケアを受けることで休職に至る前に不調を緩和し、組織力の維持向上を図るため臨床心理士による面談、研修の実施に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)物価高騰対策低所得世帯支援事業(新たな非課税等)221万円の新規計上です。令和5年度において国の物価高騰対策として住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付と対象世帯に18歳以下の子供がいる場合には、子供一人当たり5万円の給付事業を実施したところでありますが、令和6年度においては令和6年度に新たに住民税非課税もしくは住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、5年度と同様に1世帯当たり10万円の給付と対象世帯に18歳以下の子供がいる場合には、子供一人当たり5万円の給付を行うものであります。

なお、本補正予算においてはシステム改修や郵便料などの事務費を先行して計上するもので、給付金等の予算につきましては、住民税課税決定後の6月補正において計上する予定であります。財源は国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しますが、現時点では概算額での交付となっていることから、不足分を財政調整基金からの繰入れで対応し、事業完了後の精算に伴い国庫補助金へ財源振替を行う予定としております。

続きまして、(2)定額減税対応調整給付事業556万8,000円の新規計上です。本事業は国の物価高騰対策として実施される一人当たり4万円の定額減税に関連して、定額減税しきれない方に対し不足分を給付金として給付を行うものであります。本事業につきましても低所得世帯支援事業と同様に本補正予算においてはシステム改修や会計年度任用職員の雇用に要する経費、専用の電話回線設置費用などの事務費を先行して計上するもので、給付金等の予算につきましては、住民税課税決定後の6月補正において計上する予定であります。財源につきましても低所得世帯支援事業と同様に国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しますが、現時点では概算額での交付となっていることから、不足分を財政調整基金からの繰入れで対応し、事業完了後の精算に伴い国庫補助金へ財源振替を行う予定としております。

続きまして9ページ、4款環境衛生費、2項1目環境衛生諸費、(1)環境行政推進経費45万円の増額補正です。修繕料は環境パトロールに使用しているトラックについてエンジンの不調により、安定的な走行が不可能となり業務に支障を来していることから、修繕に要する経費を計上するもので財源は一般財源であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただき、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4、5ページにお戻りください。20款繰入金、1項10目財政調整基金繰入金307万9,000円の増額補正

です。歳出でご説明したとおり物価高騰対策低所得世帯支援事業及び定額減税対応調整給付事業について、国庫補助金が概算額での交付となることから不足分を財政調整基金からの繰入金で対応し、事業完了後に国庫補助金の精算交付があった際に財源振替を行う予定としております。

続きまして、21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金136万8,000円の増額で歳出総額に対する一般財源不足分を計上するものであります。

なお、令和5年度決算が確定する前ではありますが、当初予算及び1号補正と合わせて2,645万3,000円の繰越金は確保できる見込みであることから繰越金を増額するものであります。

議案第1号の説明は以上です。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度白老町一般会計補正予算（第13号））

○議長（小西秀延君） 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度白老町一般会計補正予算（第13号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月24日提出。白老町長。

記書きです。（4）会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の

増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。

報 1－2 をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決。白老町長。

令和5年度白老町一般会計補正予算（第13号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億5,701万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、5ページの2、歳出につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので、14、15ページをお開きください。2款総務費、1項9目企画調整費、(1)ふるさと納税推進PR事業は財源振替です。令和5年4月から令和6年3月までの間に6億3,637万2,600円のふるさと納税の指定寄附があったことから、おおむね2分の1の3億1,816万4,000円を返礼に要する経費として本事業に充当することとし、同額の一般寄附分を減額するものであります。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金1億8,149万5,000円の増額補正です。体育振興基金積立金50万円は福澤繁友様からの指定寄附分。公共施設等整備基金積立金1億5,000万円は次年度以降の事業財源としての積立て分。ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金1,949万5,000円は本年1月から3月分の指定寄附金から経費充当分を除いた金額の積立て分。子ども夢基金積立金1,000万円は次年度以降の事業財源としての積立て分。まち・ひと・しごと創生基金積立金150万円は企業版ふるさと納税としてホクレン農業協同組合連合会様から100万円、株式会社スプレス様から50万円の寄附であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただき、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6、7ページにお戻りください。1款町税、2項1目固定資産税、現年課税分1,000万円の増は、予算額を上回ったことから増額をするものです。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税131万円の減額補正で、実績見合いにより減額をするものです。同じく地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税464万2,000円の増額補正で、実績見合いにより増額をするものです。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金360万2,000円の減額補正で、実績見合いにより減額をするものです。

続きまして、8、9ページをお開きください。5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目株式等譲渡所得割交付金239万6,000円の増額補正で、実績見合いにより増額をするものです。

続きまして、6 款法人事業税交付金、1 項 1 目法人事業税交付金450万5,000円の増額補正で、実績見合いにより増額をするものです。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金1,941万3,000円の減額補正で、実績見合いにより減額をするものです。

続きまして、9 款環境性能割交付金、1 項 1 目環境性能割交付金535万6,000円の増額補正で、実績見合いにより増額をするものです。

続きまして、10款国有提供施設等所在町助成交付金、1 項 1 目国有提供施設等所在町助成交付金102万7,000円の減額補正で、実績見合いにより減額をするものです。

続きまして、12款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、特別交付税3,675万5,000円の増額補正です。3 月交交付分の特別交付税額が 3 億6,787万4,000円となり、12月分と合わせて総額 4 億 6,675万5,000円となったことから、実績見合いにより増額補正をするものです。

続きまして、19款寄付金、1 項 1 目寄付金、一般寄付金 3 億1,816万4,000円の減額は、ふるさと納税推進 P R 事業の財源振替により減額をするものです。

続きまして、21款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億2,058万1,000円の増額補正です。歳出総額に対する歳入の不足分を計上するもので、本補正予算後の繰越金の留保額は892万5,000円となります。

最後に、24款自動車取得税交付金、1 項 1 目自動車取得税交付金111万7,000円の増額補正です。当初予算では自動車取得税交付金について計上しておりませんでした。自動車取得税については令和元年 9 月末で廃止となっておりましたが、滞納繰越金分等の収入があったことから本町にも交付金が交付されたものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） ただいま、提出者から説明がありましたが、この件に関して、何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） なしと認めます。

報告第 1 号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。

明日 5 月25日から 6 月30日までの間は、休会となっていますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前 1 0 時 2 6 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 森 山 秀 晃

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 前 田 博 之